

地方独立行政法人法改正（年度評価廃止）に伴う対応について

1 地方独立行政法人法の改正（令和5年6月）の概要

- ・公立大学法人で策定している年度計画及び公立大学法人評価委員会による年度評価の廃止
- ・適正な業務運営のため中期計画に指標を明記

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
中期目標	第1期中期目標期間（H30～R5）						第2期中期目標（R6～R11）						第3期中期目標期間
中期計画	第1期中期計画						第2期中期計画						第3期中期計画
年度計画	H30年度計画	R1年度計画	R2年度計画	R3年度計画	R4年度計画	R5年度計画	年度計画廃止						
評価作業	H30評価	R1評価	R2評価	R3評価	R4評価	R5評価	年度評価廃止						
				見込評価		期間評価					見込評価		期間評価

（法改正趣旨等）

年度計画の廃止により、公立大学法人の業務負担軽減を図り、公立大学が本来の役割に資する業務に一層取り組むことを可能にする。

2 法令改正に伴う対応

(1) 評価に係る要領等の改廃

改正 or 廃止	要領等	改正内容	改正時期
改正	業務実績評価に関する基本方針	年度評価の記載を削除 資料5, 6	R6年度第6回 評価委員会 (12/11)
廃止	年度評価に係る実施要領	年度評価廃止に伴う廃止 資料7	
改正	見込評価に係る実施要領	第2中期計画は新たに小項目に紐づく評価指標が設定されているため、評価項目の見直しが必要	R7年度第1回 評価委員会
改正	期間評価に係る実施要領		

(2) 中期計画進捗状況の確認方法（委員長案）

法令改正により、法人としては中期計画の進捗管理、設立団体（県）としては過年度の業務実績の把握等が懸念されるため、以下のとおり対応することとしたい。

（法人）

- ・「自己点検・評価報告書（仮称）」の作成により（県に提出）、中期計画の進捗を適切に管理

（県）

- ・大学から提出された「自己点検・評価報告書（仮称）」により、過年度の業務実績を把握
- ・毎事業年度に評価委員会を開催し、上記報告書により中期計画の進捗状況を確認
- ・確認の状況について知事に報告（委員長と知事との懇談）

-
- ・年度評価廃止後も評価委員会及び県において中期計画の進捗状況の確認を担保
 - ・進捗状況を確認した内容は、期間評価及び見込評価の判断材料とする
 - ・法改正趣旨の負担軽減にも配慮

(3) 令和7年度スケジュール（案）

- ・R7.5月頃 第1回評価委員会開催（委員長互選、見込・期間評価実施要領改正）、県立大学視察
- ・R7.9月頃 法人から県に「自己点検・評価報告書（仮称）」を送付
- ・R7.11～12月頃 第2回評価委員会開催（第2期中期計画進捗状況確認）